

# 労働・助成金情報 特急便

第 140 号 (2024 年 9 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

～最低賃金が改定されます～ 佐賀・長崎については答申状況

福岡県 992円 (10/5) 佐賀県 956円 (10/17) 熊本県 952円 (10/5)  
長崎県 953円 (10/12) 大分県 954円 (10/5) 東京都 1163円 (10/1)  
給与の見直しが必要です。ご確認ください。

会社では人手不足や従業員の採用がとても厳しいことと思います。そんな中、親の介護や育児で会社との両立が難しくなり、従業員が離職する場合があります。なるべく会社から人材を流出しない対策も必要になっているのではないのでしょうか。

令和7年4月1日から育児・介護休業法の介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等がされます。今回は、介護離職防止のための法律改正前に、従業員が家族の介護をすることになった場合の、現状の介護休業、介護休暇などの制度について確認をします。そして、自社での具体的取り組み方法と支援について考えていきます。

## 【介護休業】

### ■ 期間

対象家族1人につき、通算93日、3回まで分割取得可能です。

### ■ 介護休業制度の対象者

要介護状態の対象家族の介護をする労働者（日雇い労働者は除く）です。

雇用保険に加入している労働者は、受給要件を満たしていれば介護休業給付を受給することができます。

### ■ 要介護状態とは

負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態です。

### ■ 対象家族

本人の両親、祖父母、兄弟姉妹、配偶者、子、孫、配偶者の両親

要介護状態の家族の介護をする事は長期的に続くと考えられます。そのため、介護休業は、働きながら介護に対応できるようにするための介護体制を作るための一定期間の休業となっています。仕事と介護を両立させるための準備期間です。

育児休業を取得した場合と異なり、介護休業時には社会保険料の免除措置はありません。介護休業を取得した際に社会保険料を控除するだけの給与額がない月は、介護休業した労働者に請求することになります。

## 【介護休暇】

要介護状態にある対象家族の介護・世話をするための休暇です。  
通院の付き添い、ケアマネジャーとの打ち合わせなどに利用できます。

### ■ 日数

対象家族 1 人につき年間 5 日、2 人以上は年間 10 日。時間単位の取得も可能です。

## 【所定外労働の免除】

労働者から申出があった場合、所定労働時間外の労働は免除されます。  
たとえば、会社での労働時間が 9 時～17 時までとなっている場合は、それ以外の労働が免除されます。

- ・ 介護終了まで何回でも請求可能
- ・ 申出 1 回につき 1 か月～1 年以内 開始日 1 か月前までに申出

## 【時間外労働の制限】

労働者から申出があった場合、1 か月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働が制限されます。  
ただし、自社での 36 協定の上限時間が 1 か月 24 時間、1 年 150 時間よりも少ない場合は、36 協定をしている上限時間を超えてはいけません。

- ・ 介護終了まで何回でも請求可能
- ・ 申出 1 回につき 1 か月～1 年以内 開始日 1 か月前までに申出

## 【深夜業の制限】

労働者から申出があった場合、午後 10 時～午前 5 時までの時間の労働が免除されます。

- ・ 介護終了まで何回でも請求可能
- ・ 申出 1 回につき 1 か月～6 か月以内 開始日 1 か月前までに申出

## 【選択的措置義務】

事業主は下の 4 つのいずれかを利用開始から 3 年以上の期間内で 2 回以上（最低でも 3 年間に 2 回）、利用できる措置を講ずる義務があります。

### ① 短時間勤務 ②フレックスタイム ③時差出勤 ④費用助成

※費用助成については 1 回（一括払い）にすることが可能

<例>

- 初めは、短時間勤務をして、フレックスタイムにする。
- 介護サービスの利用開始の日から 3 年間以上利用した期間の介護サービス費用を助成する

次回は、令和 7 年 4 月 1 日から施行される、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等についての改正内容と、施行までに自社の両立支援制度の見直しと整備、そして就業規則の変更点と対応について紹介します。

参考サイト：厚生労働省ホームページ『仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために～』  
：『地域別最低賃金の全国一覧』『令和 6 年度 地域別最低賃金答申状況』